

令和6年度  
第1回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：令和6年8月29日（木）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

令和6年度 第1回明石市都市計画審議会

日時：令和6年8月29日（木）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 事前説明事項

①東播都市計画大久保ごみ焼却場及びごみ処理場の変更について〔明石市決定〕

(2) 報告事項

①播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画について〔兵庫県決定〕

②都市計画区域マスタープラン等の定期見直しについて〔兵庫県決定〕

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（11名）

安田会長

水野委員

西川委員

嶋本委員

石井委員

金尾委員

河村委員

竹内委員

正木委員

黒坂委員(代理)

藤田委員

○出席幹事（5名）

久保井幹事

請井幹事

田仲幹事

藤田幹事

森本幹事

## 第1回明石市都市計画審議会

令和6年8月29日

午後2時00分～

市役所議会棟 大会議室

(開会 午後2時00分)

○事務局 ただいまから令和6年度の第1回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本市では、脱炭素社会の実現やジェンダー平等の実現に向けて通年でノーネクタイなどの軽装に努めておりますことをご了承願います。

それでは、審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご確認ください。本日、お手元には配席図があります。あと、今年度見直しを行いました明石の都市計画という資料がございます。あと、最新の都市計画の総括図、色のついた図面をお手元に置いております。

そのほか、次第、委員名簿、あと議事に関する資料が本日3部ございます。こちらについては事前にお届けしておりますが、お手元に資料がない方、おられますでしょうか。もし、なかったら、また途中でも結構ですのでお声がけいただければと思います。

それでは、初めに、年度が替わりまして最初の審議会となりますので、委員及び幹事の変更などについてご報告させていただきます。資料の委員名簿をご覧ください。

まず、第2号委員は、市議会議員の石井委員、河村委員、竹内委員が新たに加わりました。第3号委員につきましては、明石警察署長が植村委員に変更となっております。幹事におきましては、政策局長の久保井幹事、産業振興部長の請井幹事、都市局

長の田仲幹事、建築部長の藤田幹事、下水道部長の森本幹事が変更となっております。

その他、委員、幹事については変更はございません。

皆様、今後とも本審議会の運営にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本日の出席状況につきまして、ご報告を申し上げます。

本日は、大塚副会長、あと戎本委員、植村委員が都合によりご欠席の連絡を受けております。

委員総数14名のうち11名の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は、安田会長にお願いしたいと思います。安田会長、よろしくお願いいたします。

○会長        それでは、お手元の会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

まず、2の議事録署名人の選出でございますが、議事録署名人は、審議会運営要領によりまして私が指名させていただくことになっております。

それでは、本日は西川委員さん、それから石井委員さん、お二人にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は、審議会運営要領によりまして原則公開となっております。

本日の議題は、会議を公開することにより、個人情報保護及び公正又は円滑な議事運営が損なわれるおそれがないと認められますので、会議を公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長        はい。それでは、本審議会の公開といたします。傍聴者の方がおられましたら入場を認めますので、本日の傍聴者につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 本日の傍聴者につきましては、3名です。これより案内しますので、しばらくお待ちください。

〔傍聴者入室〕

○会長 それでは、議事次第3の議題に入ります。

本日は、事前説明事項が1件、報告事項が2件ございます。

まず、1の事前説明事項につきまして、これは明石市決定の案件でございますが、「①東播都市計画 大久保ごみ焼却場及びごみ処理場の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

○資源循環課 今回の東播都市計画 ごみ焼却場及びごみ処理場の変更についての説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料を基に、前面のスクリーンを使いまして説明させていただきます。

初めに、大久保ごみ焼却場及びごみ処理場についてです。

都市施設である大久保ごみ焼却場及びごみ処理場は、市内で発生する一般廃棄物の処理施設として「明石クリーンセンター」の名称で親しまれております。

当施設は、明石市大久保地区の北部に位置し、都市計画法に基づく区域区分は、都市計画区域内の市街化調整区域で、用途地域の指定はございません。

都市計画総括図でお示しすると、このような位置関係にあります。

ごみ焼却場は、収集運搬された可燃ごみの焼却施設として、またごみ処理場は、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別、資源ごみの選別・回収等を行う中間処理施設として整備・運営しております。

次に、都市計画に掲げる都市施設の概要です。

本都市施設は、現在休止中の大久保清掃工場を建設するために、昭和49年12月12日、明石市決定のごみ焼却場、ごみ処理場として都市計画決定し、その後、変更することなく現在に至っております。

これが当時の計画書と計画図です。

次に、土地利用の変化について、ご説明させていただきます。

都市計画決定する前から現在に至るまでの経過を地形図と、前の画面の航空写真で確認させていただきます。

左の地形図、昭和44年になりますけれども、区域指定前の状況です。黄色で示しているところは、旧大久保清掃工場の前の焼却場があった場所になります。右は、それに近い年代の航空写真で、昭和50年に撮影したものになります。

その白い煙が出ているところ、航空写真のこの辺ですね。これが前の前の焼却場から上がっている煙が確認できます。全体的に地形地物のない原野が広がっておりまして、一部は酪農施設として土地利用されていたようです。

こちらは、昭和53年の地形図と昭和55年の航空写真になります。旧大久保清掃工場が竣工した昭和52年直後の状況です。アクセス道路が地形図ではこういった流れになっておりまして、竣工した数年間は中央体育館前の道路が進入路になっておりました。左の地形図で黄緑色に示すところが、昭和45年から59年頃埋立てしていた第一次処分場になります。

次です。こちらは、昭和61年の地形図と昭和60年の航空写真になります。この時期にアクセス道路が西に向かって市道につながりました。南西側に2つ目の黄緑に示したものの、こちらが昭和59年竣工、供用開始した第二次処分場になります。

次、いきます。こちらは、平成12年の地形図と航空写真になります。平成11年3月に現明石クリーンセンターが竣工して、その翌年の状況です。こちらに現明石クリーンセンターができた当時のものになります。

こちらは、平成22年の地形図と平成21年の航空写真になります。現明石クリーンセンターの北側に、3つ目の黄緑色のエリアができております。これは、平成19年竣工で供用開始した第三次最終処分場になります。

こちらが、現在の地形図と航空写真になります。先ほどの平成21年からの違いは、

こちらのほうに黄色で示す処分場の上とクリーンセンターの東側の空きスペースを利用して太陽光発電設備を設置しております。区域指定から50年ぐらいたって、現在の形になっております。

土地利用の変化は以上です。

次に、都市計画決定を行う根拠法令になります。

建築基準法第51条で、ごみ焼却場等の特殊建築物は、都市計画で敷地の位置が決定しているものでなければ建築してはならないと規定されております。

都市計画法第11条で、ごみ焼却場等の都市施設を都市計画で定めることができると規定されております。

次に、これから建設する新ごみ処理施設の概要になります。

現明石クリーンセンターは、平成11年4月の稼働から26年目を迎えておりまして、施設の老朽化から建て替えが必要な時期を迎えております。新しいごみ処理施設は、旧大久保清掃工場を解体した跡地に建設する予定でございます。今、こちらに現在の明石クリーンセンターがありまして、この南側に旧大久保清掃工場、そちらの建物を解体して新しいごみ処理場を建設する予定です。

次に、都市計画を変更する変更理由でございます。

新施設の配置計画を検討していく中で、新施設や関連施設、その他リプレイス用地等を含む配置を総合的に検討したところ、新たに必要となる区域及び将来においても活用しない区域が生じることとなりまして、新ごみ処理施設の建設に合わせて都市計画の区域及び面積を変更しようとするものです。

こちらの図は、配置計画図の参考になります。お手元の資料でも、この青い区域のところが今回新たにごみ処理場を建設する予定地となっております。この配置計画図の参考ですけれども、新施設の規模は現施設の約4割縮小しまして、焼却施設が日当たり276トン以下、破碎選別施設が55トン以下となるような方針を定めております。新施設の発注形態が、設計施工、後の20年間の運営までを一括して発注するD



BO方式を採用するため、建物の配置も現在のところ未定となっております。

次に、区域の状況です。お手元の資料に現地の状況写真を添付させていただいております。時間の都合上、各写真の説明は割愛させていただきますが、明石市所有の土地の上にフェンスや擁壁等がございまして、それをベースに区域のラインを設定しております。赤いラインが今回変更しようとしているライン。黄色いラインが現在の区域のラインになっております。

次に、都市計画変更のスケジュールです。

先月7月18日に、都市計画変更（案）の説明会を実施しまして、本日8月29日、明石市都市計画審議会です。来月9月に、兵庫県知事協議を経まして、10月に案の公告・縦覧を行います。その後、来年1月下旬に再度、明石市都市計画審議会でご審議いただきまして、令和7年2月に都市計画決定の告示といった流れになります。

下の建設の事業スケジュールにつきましては、令和7年7月から旧大久保清掃工場等の解体に着手いたしまして、令和13年3月竣工、同4月から供用開始を目指しております。

先ほどのスケジュールでご説明しました、先月7月18日に開催いたしました都市計画変更（案）の説明会について、概要をご報告、ご説明させていただきたいと思っております。

場所は、明石クリーンセンターで行いました。対象者は、市内在住、在勤、在学及び利害関係を有する方を対象としまして、参加人数は15名でございました。

会の周知方法につきましては、ホームページほか周辺自治会への回覧を行いました。

こちらが、説明会当日、出席者からの意見と市の回答を並べております。出席者からのご意見は、主に新施設に関する内容で都市計画に関する質問は特にございませんでした。

例を申し上げますと、災害廃棄物への対応ができる施設とは具体的にどのようなものなのかという質問があり、新ごみ処理施設については、平常時のごみ処理量に10%

上積みして処理規模を決めていますといったところとか。現明石クリーンセンターの今後の予定は、新しい施設になって古いほうはどうなるのかは、今のところ休止して存置する予定ですといった内容でございました。

以降、添付の資料は法定図書の抜粋になります。こちらは、計画書、変更前後の対照表になります。位置と面積が変更の対象となっております。位置に関しては、小字名が追加、備考欄につきましては新施設の施設規模を記載しております。

こちらは理由書になります。明石市都市計画マスタープランをはじめ、その他の上位計画との整合性や、建て替えを実施するに当たって都市施設の区域を一部変更する必要性が生じたという旨の理由になっております。

こちらは、計画図になります。緑色のところは変更がないところで、黄色が削除する区域、赤色が追加する区域になります。

説明は以上になります。ありがとうございました。

○会長       ただいま説明を受けましたが、事前説明事項について、ご意見、ご質問等がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。どなたからでも結構です。

これまでの大久保ごみ焼却場及びごみ処理場の施設整備。それから、これからの計画との都市計画との整合性を50年間、きちんと整合性については、正直言ってうまくできていなかったということはあろうかと思えますけれど。この際、きちんと整合性を保つようにということであろうかと思えます。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようですが、1点、私のほうからですが。新しい処理場のことに皆さんはご関心があろうかと思えますが、都市計画はこれですけれど、ごみ処理場あるいは焼却場を新たに整備するときに、他の関連法令の手続としてはどういうものがあるかというのを少しご紹介していただいたらと思えます。

○資源循環課       関連するところでいきますと、やはりごみ焼却場、処理場っていう特性から、環境アセスメントの手続は発生してきます。排ガス等の影響がどれぐらい新しい施設になったときに出るのかというようなところ。そういったところは、現

状調査をはじめ、今後建設する予定の影響というものを予測しまして手続を進めていくといった流れがございます。

その他は、普通に建物を建設していくという流れになりますので、こういった都市計画の手続もありますし、大規模建築物等の届出であったり建築確認。そういったところは必要性に応じて発生してきております。

○会長        そういうことです。

それでは、特にご意見がないということでございますので、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、報告事項が2つございます。

まず、報告事項の1でございますが、「①播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画について（兵庫県決定）」でございますけれど、事務局より説明をお願いいたします。

○道路設備課       報告事項「①播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画について」、ご報告いたします。座って説明をさせていただきます。

主に、前面のスクリーンの表示で説明させていただきます。お手元資料につきましては、資料1 ページ記載の内容の順で説明をさせていただきますので、適宜参照ください。よろしくお願いいたします。

前回、令和5年10月23日に開催いただきました本審議会におきまして、本件概要をご報告させていただいたところでございます。今日は、その後の地域説明会の実施結果をご報告させていただきます。

まず、当該本線道路の概要につきまして、改めてご説明いたします。

播磨臨海地域道路は、神戸市から本市、播磨臨海地域を連絡し、太子町に至る延長約50キロメートルの高規格道路でございます。このうち、国土交通省による検討ではございますけれども、第二神明道路から姫路市広畑までの32キロメートルを「優先区間」とされまして都市計画等を進めようとするものでございます。赤で点滅して

おる部分でございます。

赤色の着色の帯の部分が播磨臨海地域道路の本線の計画線でございます。ちょっと色が見つらなくて、加古川バイパスの色と重複してしまっていて申し訳ございません。矢印で播磨臨海地域道路と指している部分の帯の赤のところになります。

明石市の区域を黄色の面で表示しております。なお、本市に関係する部分は赤色の点滅で表示をしております。

拡大図（計画図）でございます。ご覧のように、明石市境付近の一部を僅かにかすめる計画線となっており、本市への影響は限定的となっておりますけれども、地域への説明については関係する近隣市町と同様に丁寧に行っていきたいというところで進めているところでございます。

説明会の実施状況でございます。播磨臨海地域道路都市計画に係る住民説明会につきましては、関係市町、各地域で31会場において現在順次開催しているところでございます。本日も別の市町でやっております、台風の状況等による判断もございませぬけれども、本日は高砂市で開催が予定されているところでございます。

明石の状況でございます。第1回は、昨年の令和5年11月19日（日）、播磨臨海地域道路の本線や構造について説明をしております。参加人数は27名でございました。

第2回は令和6年8月22日（木）に開催しております。主に、播磨臨海地域道路に係るアクセス道路等について説明を行っております。参加人数は12名でございました。

繰り返してございますが、赤色の帯で着色部分が播磨臨海地域道路の本線であり、第1回説明会で説明をしております。青色で着色部分につきましては、明石市の市域外にはなりますけれどもアクセス道路でございまして、第2回説明会にて説明をしております。

また、第2回説明会では、アクセス道路に加え、前回の説明会でありました播磨臨

海地域道路本線にかかるご意見等についても併せてお聞きをしておるところでございます。

それでは、説明会でいただきましたご意見とその回答について、ご報告いたします。

第1回の説明会でございます。なお、いただいたご意見、回答の内容につきましては、兵庫県のホームページにおいて既に公表済みの内容でございます。

1番です。ルートが変わることはあるのか。これにつきましては、決定しているものではございませんが、県と沿線市町が地域への影響が少ないルートという観点から、これが望ましい線形であるというふうに考えているところでございます。

2番でございます。加古川ジャンクションの南側のJR神戸線の高架化を計画しているところの、そのさらに上を本線が通るのかというご質問でした。

回答でございます。JR神戸線の上を通る計画としております。こちらにつきましては、播磨臨海地域道路に交差するJR神戸線の部分なんですけれども、連続立体交差事業を計画中でございます。加古川市と県で今進めている内容でございますけれども、現在、県のホームページを確認しましたところ、連続立体交差事業に係る新規の着手の準備の採択を受けたというふうにご書いてございました。今後、都市計画手続を進めていくところでございます。これの計画線の上を本線が通るという計画でございます。

3番でございます。都市計画決定の時期はいつ頃か。こちらについては、未定でございます。

4番、詳細な図面の提示と詳しく説明してほしいというご意見です。次回のアクセス道路等の説明会で詳細な図面を掲示いたしますと回答しております。

ホームページは開設されているのかでございます。県と市のホームページで確認ができますと回答しております。

続きまして、配布資料の区域に側道は含まれていないのかですが、回答です。側道は含まれておりません。一部、周辺地域の環境への配慮を軽減するための環境施設帯

の区域については含んでおります。いわゆる防護の壁等、住宅地などに音等が漏れないようなそういったような施設を設置するための空間は含んでいるということでございます。

続きまして、工事の着手、完成時期はいつかでございます。事業のスケジュールは未定でございます。都市計画決定後に事業化し、測量、調査、設計、用地買収の後に工事となりますと回答しております。

先ほどのご質問と近い内容ですが、側道等は整備されるのかですが、こちらにつきましては、事業実施段階で場所に合わせて検討してまいりますと回答しております。

次でございます。臨海部の工場地帯からジャンクション、インターチェンジにつながる新たな幹線道路を整備してもらいたいというご意見でございました。回答でございます。現時点では、新たな幹線道路の計画はしておりません。

最後でございます。人工島からのトラック、二見の人工島や新島のことを指しておられました。それについて、新たに整備される仮称平岡播磨インターチェンジを利用するように指導できないかでございます。

回答です。インターチェンジは、国道250号（明姫幹線）に接続する計画でございますので、そちらへ大型車両は通過することが可能ですという回答をしております。

こちら図面です。赤の点滅で指しておりますところが、仮称平岡播磨インターチェンジでございます。こちらが、国道250号（明姫幹線）に接続する形になっておまして、新島方面なり、二見の人工島方面にアクセスがしやすくなるといったような内容でございます。

以上が、1回目の説明会でいただいたご意見と回答になります。

続きまして、2回目の説明会でございます。明石においては、本線部分のみが該当しアクセス道路は該当がございませんが、関係する近隣市町と同様に丁寧に説明を行ったところでございます。

説明会でいただいたご意見、回答については、現段階ではお手元資料にはございま

せん。現在、速報という形で前面スクリーンに表示をさせていただいております。

今現在、ほかの地域でも説明会をやっておりますので、関係市町的全説明会が終了後、取りまとめの上、後日兵庫県のホームページに改めて公表される予定でございます。

では、順に説明をさせていただきます。

まず1番です。主要地方道宗佐土山線の整備を進め、J R土山方面へ向かう車両の渋滞解消に努めるべきである。特に、土山交差点付近を指しておられました。

回答でございます。播磨臨海地域道路のアクセス道路としてではございませんが、ご意見を関係部署とともに共有し、必要に応じて検討いたしますと回答をしております。

具体的な場所でございます。こちらが宗佐土山線の場所で、南のほうに土山駅にアクセスする部分でございます。ご指摘の交差点は国道2号と交差する部分を指してございます。こちらにつきましては、ご指摘のように渋滞等が発生しているところでございますので、兵庫県においても渋滞解消プログラムにも既に位置づけられており、対応が以前より検討がまさにされていると聞いております。

2番でございます。播磨臨海地域道路はぜひとも早期に整備を進めてほしいとご意見をいただいております。

3番でございます。神戸西バイパス、現在やっている事業でございますが、仮称石ヶ谷ジャンクションの部分から、播磨臨海地域道路の仮称明石西ジャンクションの区間において、交通集中による渋滞発生が心配だというご意見をいただいております。

回答でございます。播磨臨海地域道路50キロメートルの全区間のうち、優先区間である明石西ジャンクションから広畑の32キロメートルの都市計画決定を現在進めております。こちら、国土交通省の検討によりこの「優先区間」が示されているので、今やっておるわけなんです、県、市としましては、残りの区間においても、引き続き進められるよう働きかけていきたいと、このように回答をしております。

具体的な場所でございます。神戸西バイパスが右側、左側が播磨臨海地域道路の計画の路線のその間の部分ということになっておりまして。この部分については優先区間からは今のところ外れておりますので、優先区間を進めながら引き続き働きかけるという旨の回答をしておるところでございます。

4番です。明石市、神戸市、稲美町付近の水路があるようでございまして。この部分の水路について、本線整備に合わせてきれいにしてほしいというご意見もいただいております。

こちらについての回答については、詳細な場所はまだ把握しかねる部分がございますので、必要に応じて協議し確認したいというふうに回答しております。

場所は、この部分になりまして、神戸と明石と稲美町のちょうど市境のところ、水路が入り込んでいるという地域のご意見をいただきましたので、事業実施時の検討になろうかと思っております。

最後でございます。こちらは稲美町の区域になりますが、河原山池、天満大池の隣にあるんですが、播磨臨海地域道本線がこちらを通るようであるが、池の管理者に十分な説明をしてほしいというご意見です。

こちらにつきましても、事業実施等にあわせ、適宜確認しながら進めますという回答をしております。

具体の場所です。新たなインターチェンジのそばにはなりますけれども、天満大池の隣に細長い池がございまして。ここを本線が通るので、池の管理者への十分な説明を求められたところでございます。

以上がいただいたご意見です。

今後の予定でございます。兵庫県決定の都市計画でございますので、関係市町の全説明会終了後、地域からのご意見等を踏まえながら、県が都市計画素案を作成することになります。なお、県の素案作成にあたりまして、あらかじめ関係市町は兵庫県に対し、都市計画法に基づく案の申出を行う予定でございます。その後、公聴会の開催、



都市計画（案）の縦覧を経た後に、都市計画決定の予定でございます。

本市の説明会では、結果としまして早期の整備を求めのご意見ばかりでして、特に計画に反対のご意見はありませんでしたので、引き続き本審議会のご報告、お諮りしながら、県、関係市町と連携して都市計画手続を進めたいと考えております。

報告は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長       ただいま、播磨臨海地域道路の都市計画についての説明、特に2回にわたる住民説明会の内容についても詳細にご説明いただきましたが、この件につきまして、ご質問、あるいはご質問ございましたら、どなたからでも結構ですのでよろしく願いいたします。よろしゅうございますか。よろしいですか。

それじゃあ、どうぞよろしく。

○委員       ご説明ありがとうございました。先日も第2回の説明会に傍聴させていただきまして、かなりその近くの住民の方から熱い意見をお伺い、拝見したところでございます。

意見を言わせていただきたいと思うんですけど。まだ、計画道路に中長期的な計画となると思いますし、国土交通省と県との計画で、明石市がそんなに大きく関係しているようなこともないとは思っているんですけど。国道2号線のバイパスの交通事故の発生が非常に多いと認識していますので、例えば追突事故などの渋滞により、この播磨臨海地域道路ができるということが非常に大きいと認識しております。例えば、ほかにも渋滞緩和はもとより、災害の緊急な場合ですね。交通規制などの心配が緩和されるということも予想されると思われております。非常に大切な道路だと思っておりますので、計画どおりに進めていただきたいと思うことと。

あと、今後ともますます進捗状況により説明会とか明石のほうで行われる予定とかは予定されてますでしょうか。

○会長       事務局。

○道路整備課       素案にかかる説明会としては、合計2回で終わったところでござ

います。この次のステップとしまして、県が素案を作りますので、次回県が主催をします都市計画素案の公聴会というのを県内の複数箇所でやるというふうに聞いておりますので。この場には私ども出席しますので、ご意見なりがいただけるものと考えております。

その後、都市計画案作成後は、都市計画法に基づく縦覧にはなるんですが、意見書等も出すことができますので、こういったところでご意見を頂戴することが可能かと思っております。

以上です。

○会長           はい、どうぞ。

○委員           ありがとうございます。先日の説明会もすごく丁寧に細かく説明されておられましたので、もし何かございましたら、進捗状況も議会のほうにもお伝え願って、市民のほうにも周知、よろしくお伝えしたいと思います。

以上です。

○会長           はい。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

そのほか、ご意見等ないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

次の報告は同じく兵庫県決定の案件でございますが、「②都市計画区域マスタープラン等の定期見直しについて」でございます。事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局           私からは、兵庫県決定でございます報告事項「都市計画区域マスタープラン等の定期見直しについて」、ご報告いたします。

なお、資料につきましては、報告資料一部でございますが、基本的に前のスクリーンでご説明いたします。それでは、座って説明させていただきます。

お手元の報告資料の1ページ、お開きください。まず、概要になります。

兵庫県では、これまで、概ね5年ごとに県の都市計画の基本方針となる「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発方針等」、「区域区分（いわゆる市街化区域と

調整区域の線引き)」、こちらの見直しを3つ同時に行ってまいりました。

今回の見直しは、前回令和3年3月の見直し後の社会経済情勢の変化等に対応するため、来年度の令和7年度の都市計画変更を目途に見直しを行うものです。

なお、これらの都市計画は全て県による都市計画決定がなされるものでありますが、明石市では、適宜当審議会へご報告を行いながら、県の方針に基づく市町素案の作成や県からの意見聴取に対応してまいります。

次に、見直しを行う3つの都市計画のそれぞれの役割について、ご説明します。

まず、1つ目の「都市計画区域マスタープラン」です。これは、都市計画区域ごとに都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を都市計画に定めるものです。

当市の属する東播都市計画区域は、前面のスクリーンの青枠で囲った区域でございます。北は西脇市から、南は高砂市、加古川市など8市2町から成ります。この東播都市計画区域に隣接する、「中・東条・吉川都市計画区域」を合わせた複数の都市計画区域を複合し、赤色で囲んでおります広域的なマスタープランとなる「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」を作成しています。

現在の「都市計画区域マスタープラン」の構成は、この図のようになっております。全県に共通する部分と、個別の地域に該当する部分で構成されております。

なお、この県で策定されるマスタープランは、市町域を超える広域的な課題やその対応方針、都市施設の整備方針などを定めるものに対し、市で策定するマスタープランは、より地域に密着した見地から、まちづくりの具体性のある将来ビジョンの確立や、あるべき市街地像などの内容を示す都市計画の方針を定めるものとなっております。

次に、お手元の報告資料の2ページ目をお開きください。

2つ目の「都市再開発方針等」についてになります。

これは、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整

備方針」の3つの都市計画で構成されるものでございます。これらは、先ほどの「都市計画区域マスタープラン」の内容の一部を具体化するものであります。

3つの方針のうち、1つ目「都市再開発方針」。こちらは、市街化区域内において計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るために、次の事項を定めるものです。

1つ目は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針。2つ目は、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区となっております。

3つの方針のうちの2つ目「住宅市街地の開発整備の方針」は、住宅の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る次の事項を定めるものです。

1つ目は、住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備または開発の方針。2つ目は、住宅の供給等を重点的に図るべき地域となっております。

3つの方針のうちの3つ目「防災街区整備方針」は、市街化区域内において、密集市街地内の整備を図るために次の事項を定めるものです。

1つ目は、防災再開発促進地区という、特に再開発を促進すべき地区の整備または開発に関する計画の概要。

2つ目は、防災公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要となっております。

次に、3つ目の「区域区分」についてです。

区域区分は、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するものです。明石市域では、昭和46年3月に当初決定し、これまで8回の見直しを行ってまいりました。

こちらは、区域区分についてのイメージ図です。市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域であり、開発行為や建築行為が規制される区域をいいます。

このように、区域区分を定めることにより、無秩序な都市の拡大を防ぐことを目指すものでございます。

次に、お手元報告資料の3ページをお開きください。今回の見直しの内容についてです。

まず、1つ目の「都市計画区域マスタープラン」です。改定に際しまして、県は「都市計画区域マスタープランとの見直し基本方針」を策定し、これに沿った改訂を進めており、その概要はこちらのとおりです。

まず、目標年次は「ひょうごビジョン2050」の展望年次である2050年の都市の姿を展望しつつ、2030年を目標年次としています。

これまで、各地域の方針と同時期に検討していた全県共通の方針につきまして、広域の方針「ひょうごの都市計画ビジョン」として1つにまとめ、これに即して6地域の都市計画区域マスタープランを作成しています。

「ひょうごの都市計画ビジョン」では、都市計画の基本的な視点や、都市計画に関する現状と課題、県政の方向性を踏まえ、県の目指すべき都市づくりの方向性を示します。

この県の目指すべき都市づくりの方向性は3つありまして、「持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり」、「誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」、「環境と共生する都市づくり」と設定しております。

この県の目指すべき都市づくりの方向性に即して、地域ごとの目指すべき都市づくりの方針を提示します。

これらを骨子にまとめたものを、お手元6ページの資料1に添付しております。

表面は全県を対象とした部分、裏面は播磨東部地域に該当する部分です。播磨東部地域においては、「明石駅や加古川駅等、地域全体を対象とした複合的な都市機能の集積を図る」や「環境への負荷軽減や良好な景観形成、災害時の防災空間等に資する都市農地の保全と活用を推進する」などが含まれています。

お手数ですが、3ページにお戻りください。

今回の見直しのポイントは2点ございます。緑色の図をご覧ください。

1つ目は、これまで各地域の方針と同時期に検討していた全県共通の方針につきまして、任意計画として「ひょうごの都市計画ビジョン」として令和6年度に先行して新しく策定し、目指すべき都市づくりの方向性を示していることです。

2つ目になります。まず、本市が含まれる東播都市計画区域におきましては、明石市、加古川市などの臨海部と、西脇市、加西市などの内陸部が混在しています。東播都市計画区域では、区域区分が定められておりまして、これは都市計画区域ごとに定めるものです。

今回、内陸部の一つである加西市におきまして、地域の特性やニーズに応じたスピーディーな土地利用を実現し、地域活力の維持を図るため、区域区分を廃止し、市が主体となった土地利用コントロールへ移行することとなりました。

そこで、加西市を東播都市計画区域から分割し、単独の加西都市計画区域として設定することが妥当であるか、土地利用や地形、日常生活圏、経済区域の一体性等を検討し、その結果としまして、市街地がほかの市町と連担しておらず、市を支える都市機能は相当程度充足していることから、今回の見直しにおいて加西市が東播都市計画区域から独立することになりました。

続きまして、2つ目の「都市再開発方針」等についてです。お手元の4ページ、5ページ、飛びますが8ページの資料2の地図を併せてご覧ください。

まず、3つの方針のうちの1つ目「都市再開発の方針」についてです。

見直し方針は、「計画的な再開発を促進するため、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化を踏まえた見直しを行う。」こととされています。

そこで、計画的な再開発が必要な市街地については、市内の5地域、明舞、明石、西明石、大久保、東二見で設定されておりまして、青枠で表示されていますが、前回からの変更点はありません。

続きまして、県独自の基準で定められる課題地域については、市内7地区、大蔵、明石、鷹匠、西新町、西明石駅周辺、東藤江駅、東二見で設定されておりまして、こちらも赤枠で表示しております。前回からの変更点はありません。

続きまして、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区については、赤の斜線で表示しています。土地区画整理事業が進行中の大久保駅前地区については、引き続き、指定を継続することとしています。

次に、3つの方針のうち2つ目「住宅市街地の開発整備の方針」についてです。

見直し方針は、「安全・安心の基盤の上に、多様な世代や地域が支え合う住生活の実現に向け、『兵庫県住生活基本計画』との整合に配慮し、見直しを行うことと。」されています。

今回の見直しでは、先ほど同様、土地区画整理事業が進行中の大久保駅前地区については、引き続き、重点地区の指定を継続することとしています。

次に、3つの方針のうち3つ目「防災街区整備方針」についてです。

見直し方針は、「密集市街地の防災性の向上に向け、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化を踏まえて見直しを行う。」こととされています。

今回の見直しでは、県の方針に従い、老朽木造建物の比率、建物倒壊危険度や火災危険度、市街地密集度など、数値的な根拠資料の分析を行いました但変更はなく、引き続き東藤江、新浜、大蔵の3地区を課題地域に指定しています。なお、9ページから16ページは、各方針の別表と付図になります。

お手元の5ページへお戻りください。

続きまして、「(3) 区域区分（いわゆる市街化区域と調整区域の線引き）」についてになります。

こちらは、兵庫県区域区分見直し方針に基づきまして、明石市の地域性を踏まえ明石市区域区分見直しの考え方（案）を整理しました。市街化区域及び市街化調整区域の区域区分については、兵庫県が定める都市計画として昭和46年3月の当初決定

以降、概ね5年に一度見直しが行われ、今回は第9回の見直しとなります。

ページが前後して恐れ入りますが、お手元の17ページ目の資料3の裏面、最終ページをご覧ください。

基本的に、将来的な人口減少が見込まれる中、市街化区域の拡大は最小限にとどめることとし、計画的で開発が確実な地区があれば市街化区域への編入を検討することとしております。

また、市街化が見込まれないような地区については、調整区域への編入を検討することとしています。

見直し方針に基づき検討した結果、今回は変更の予定箇所はありません。

最後に、今後のスケジュールです。5ページにお戻りください。

明石市では決定権者である兵庫県の策定スケジュールに従い、今後、当審議会へ適宜報告し、県への意見聴取への回答など、法定手続に際しては諮問してまいります。

左に兵庫県での作業を、右に明石市での作業を記載しております。

今後、年明け1月に本日ご報告した「3つの方針」についての内容を市民の閲覧に付し、当審議会へは、同1月末頃に予定している当審議会にて閲覧結果の報告を行う予定です。

その後、来年、令和7年4月より、県、市、それぞれで様々な手続を行いまして、8月頃に当審議会において県の作成した案の事前説明を行い、その縦覧後、市への意見聴取に伴った諮問を行う予定としております。

なお、最終的な変更告示は、来年度末となる令和8年3月を予定しております。

以上、駆け足での説明となりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○会長      ありがとうございました。それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どなたからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。



はい。どうぞ。

○委員           ご説明ありがとうございました。

質問になるんですけれども、この都市計画のマスタープランというのは、もちろん兵庫県が改定するというので、もちろん明石市にもマスタープランというのがあると思います。私の記憶の範囲で言いますと、例えば兵庫県が定めたマスタープランに明石市の現行のマスタープランが抵触するときというのは、確か上位団体の兵庫県のマスタープランが優先されるということになると思います。万が一、今回改定されるマスタープランで明石市の現行のマスタープランに抵触するようなことがあったときに、明石市の都市計画のマスタープランの改定の時期と、そのタイミングは合うものですか。

○事務局           ありがとうございます。改定期間というのは、計画ごとにずれてくるというのはどうしても出てくる問題となっています。今回、明石市の都市計画マスタープランにつきましては、10年に1回改定しておりまして、令和4年度にしております。

今回、県のほうが市のマスタープランと同じような県全体の都市計画区域のマスタープランを見直すということで、5年に1回見直すということで来年度末に見直しする予定となっています。

その中で、兵庫県とは綿密に調整もしておりまして、県のほうも、県のマスタープランを作るに当たって、基本的に市町村マスタープランをきちんと踏まえて県の区域マスタープランを作っております。それまで県のほうが作っていただいたマスタープランを私どもも逐一確認して、もし間違っていたりそこがある場合、もしくは、意見が食い違っている場合というのは、きちんとそこは調整して変えていただけるということで考えておりますので、特に食い違って計画同士がおかしな話になってくるといったことはないと思っております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

はい。どうぞ。

○委員 これにいろいろ計画が、県それから市でのプラン、先ほども出たんですけど。昨今、防災街区の整備方針というのは出るんですけど、ここ数年地震も多発してますし、皆さん、多分危機意識をかなり持たれてると思うんですね。それに、その指定区域だけではなくに、都市再開発という面でもこの広い範囲の中で、青枠の中です。古い町並みの部分も結構あるんで、その辺の方も結構危機感を持たれてると思うんです。

この予定スケジュールあるんですけど、この中で、この青枠の部分、それから防災の部分ですね。これ、いつ頃から始めるという概略のスケジュール感って出るんでしょうか。出ないと、該当しますよだけじゃ、皆さん納得しないと思うんです。その辺、どうなのかをお聞かせ願いたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。特に、今回3方針の中で「防災街区整備方針」というのがありまして。その中で3地区、特に家が密集しているような地区を、県のほうで課題地域ということで出されています。前からずっと指定はしているんですが、今回引き続きそこを指定するという計画になっています。

この課題地域、基本的には密集市街地で消防活動が完全に困難でできないという地域ではありません。ただ、一定の密集度というのがほかの地域よりも若干高いというところで課題地域ということで、数値的な話なんですけれども、この3地域は若干ある一定の値を超えております。

この計画の中でも、基本的には、何かハード整備をして密集市街地を解消しようということではなくて、防災知識の普及であったりとかそういったソフト的な対策を図りながら、できるだけ防災性の向上に、若干密集はしているからしていきましょねということと位置づけています。県独自指定でやっていくということです。

ご意見があったとおり、ここだけじゃないと思います。ほかの特に海岸沿いの地域、密集している地域というのは非常にたくさんございますので、その辺りは市としても、そのハード整備だけではやはりなかなかすぐには密集市街地、その辺の防災性というのは向上できないので、ソフト施策も含めながら私どもの都市整備室だけではなくて、そういう総合安全対策室といったそういう防災の所管している部署も含めて、知識の普及をしたりとか、啓発であったり意識の醸成というのは進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○会長　　よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

それじゃあ、どうぞ。

○委員　　ご説明ありがとうございます。ただいまの質問と少し関連するようなところかなと思うんですけれども。こういう3方針の中で課題地域と呼ばれるところでこの辺りをしっかりと県と調整をされて進めておられると思います。

先ほど、なかなかハード整備だけではなくソフトの施策も含めて安全なまちづくりをしていくというようなご説明だったかと思うんですけれども。この辺り、やはり今回、前回の地区指定から引き継いで同じところが指定されているということです。その中身としては長時間はかかっているかもしれませんが、徐々に改善されているのかどうかといったような数字的な根拠であったりとか、その辺りというのはあるのでしょうか。

要は、この辺り本来は長時間かかっても解消されていくことを目指していると思うんですけれども、その辺りは改善しているというような何か根拠みたいなものがあれば教えていただきたいなと思いました。

○事務局　　ありがとうございます。改善している根拠ですが、数字に表れておらずこのまま継続の3地域が指定されているという状況です。

住宅の密集度ですとか道路の狭さ、その辺りを全て県のほうで数値化して、掛け合

わせて危険であるというレベルがその3地域ということです。なかなか進んでいないというのが現状であるかと思えます。

ソフト面のことに関しましては、明石市では災害時に自力で避難することが難しいという方を把握しておりますので、そのような要配慮者の方に対しまして、「避難支援対策」を推進しております。

福祉避難所につきましても、現時点で市内24か所ということで、年々増加しているところがございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。なかなかハード面でがらっと何かが変わるというわけではないと思うんですけども。やっぱり長時間かけて少しずつ道路が拡幅されたりとか、そういった改善も若干あるんじゃないかなと思うんですね。その辺りは、特に数値としては表れていない。密集具合というのは変わっていないということなんでしょうか。

○事務局 すみません。ちょっと補足させていただきます。

実際問題は、建物がやはり老朽化したら建て替わったりとか、あと狭あい道路整備で道路も少しずつ広げたりとかは実はあるんです。ちょっと数値的には必ずそこまで表れておらず、完全に数値が下がってきてというところまでは見えてはきてないんです。実際問題としては、だんだんよくはなっているんですけど、一気にやはりハード整備は変わりません。そういうハード整備、建物の建て替え促進であったりとか、狭い道路を少しずつ広げていくことをしながら、それだけでは一気に進まないのでもソフト的な施策で補っていきましょうというのがこの課題地域かなと考えているところです。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。会長の立場であまり発言しないので、場合によっては

議事録から削除していただいたほうがいいかもしれません。

都市計画で、今都市計画区域マスタープランの議論が出ているわけではありますが、実は、この区域マスと言いだしたのは十数年だと思うんです。

実は、ここにあります都市計画の整備開発及び保全の方針、いわゆる「整開保」という呼び方をされるんですけど。従来、都市計画というのが、計画という名がありながら実は計画なき都市計画だと。要するに、道路を作るとか、公園を作るとか、あるいはどこかで事業をすることかというふうなことはできるんですけど、それがどういう考え方に基づいてやられているかという、国のほうでもそれが定められていなかったわけですね。したがって、非常に不透明であると。それをどういうふうにして将来にわたってのビジョンなりそういうものに基づいてつくるのかということを書こうと。整備開発保全の方針、これ1968年からできたんですけど。当時、整備開発保全の方針というのは数行、あるいはよくて10行ぐらいの文書でこういうふうにして書くことだけが書いてあり、どういう地域をやるとか、そういうことについては全く書いてなかったのが、それをこういう形で都市計画区域マスタープランという形で書き出したというのがせいぜい十数年です。この辺、もし非常に必要なときは年数をきちんと入れておいていただいたほうがいいと思いますが、そういうふうな性格のものであると思います。

したがって、まだ十分にその役割を果たしているかと言えば、検証の時期だろうとは思いますが長く見ておる我々からいくと、徐々にではあるけれど具体的な地域の名前もこういうところは大事なんだよということを考えてますよということを示しただけでも、かなりの進歩であるというふうに捉えているのが現状だろうと思います。

ただ、そんな中で、今回兵庫県のほうではそれに5年に一度の見直しに先立って都市計画区域マスタープランを策定するに当たって「ひょうごの都市計画ビジョン」というのを新たに作られています。

これは、私のほうから質問でありますけれど、これまでもマスタープランを作るときにはいろいろ議論など、そのための委員会を作ったりして議論されていましたが。この「ひょうごの都市計画ビジョン」というのは、毎回マスタープランを見直すごとに作られる予定なのか、それとも、これはもっと長期を見てるので今回作ると見直すにしても5年ごとというようなことを想定しているのかしていないのか。この辺りを事務局に聞いてはいけないのかもしれませんが、その辺り、また次回までに確認してこの会でご紹介いただけたらというふうに思います。分かれば結構ですが、分からなければ結構です。いいですか。

○事務局 失礼します。こちらの計画は2030年を目標年次とし計画をしているものになりますので、私どものほうで具体的にいつ見直しをするという話は聞いてはないのですけれども、2030年が目標年次であるというところはお伝えをさせていただきます。

○会長 少し、それよりも長期だというふうに考えている。はい、分かりました。では、少し余談を会長の立場で僭越なことを申し上げましたが、今のは議事録から削除していただいても結構です。

ほか、よろしゅうございますか。

それでは、ほかにないようでございますので、本日予定しておりました議題はこれで全て終了いたしました。

続きまして、その他として事務局から報告等ございますか。

○事務局 はい。都市計画に関しまして、その他報告は特にございません。よろしく申し上げます。

○会長 それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。慎重な審議、それから円滑な議事運営にご協力いただきましたことをお礼申し上げます。本日の会議はこれをもって閉会といたします。どうもありがとうございました。

○事務局 閉会しましたので、傍聴者は退席してください。

委員の皆様は、そのままもうしばらくお待ちください。

〔傍聴者退室〕

○事務局 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の予定は全て終了させていただきます。今後の審議会のスケジュールにつきましては、次回は、年明けの1月頃の開催を予定しております。正式な案内文は後日改めて委員の皆様へご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後3時18分)